

**第4期障害福祉サービス計画(障害福祉計画)の策定及び
第三次宇部市障害者福祉計画の改定について**

資料2-1

市町村は、障害者基本法・障害者総合支援法に基づき、障害者計画・障害福祉計画を策定することになっていきます。障害福祉計画については、計画期間が平成26年度までとなっており、新たに策定する必要があります。

また「第三次宇部市障害者福祉計画」は平成29年度末までの計画期間となっておりますが、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の施行などの法改正とあわせ、目標指標の修正もあることから、平成26年度において見直して、両計画の一体化を図るものです。

1 計画の根拠

| | 障害者福祉計画 | 障害福祉計画 |
|------|---|---|
| 関係法令 | 障害者基本法第11条第3項 障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。 | 障害者総合支援法第88条 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。 |
| 位置づけ | 障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画 | 障害福祉サービス等の確保に関する計画 |
| 現計画 | 23年度～29年度 | 24年度～26年度 |

2 これまでの計画策定の経緯

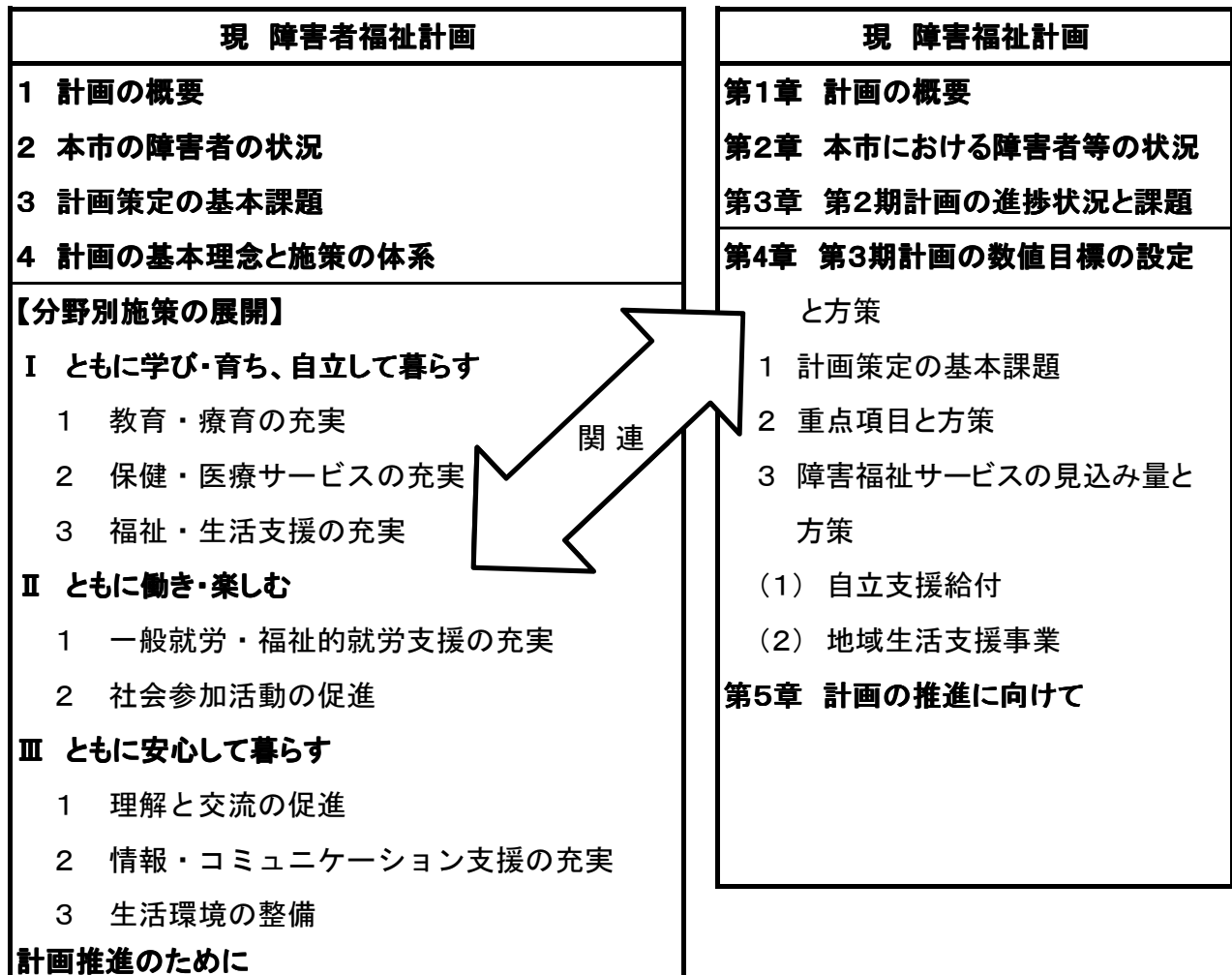
| 年 | 国の動き | 市の動き |
|-----|--|--|
| H7 | ●障害者プランの策定(ノーマライゼーション7カ年戦略) (計画期間 H8 ~ H14 の7年間) | |
| H9 | | ●障害者福祉計画(第1次)の策定 (計画期間 H9 ~ H14 の6年間) |
| H14 | ●障害者基本計画の策定 (計画期間 H15 ~ H24 の10年間) | |
| H15 | | ●障害者福祉計画(第2次)の策定 (計画期間 H15 ~ H22 の8年間) |
| H16 | ・障害者基本法の改正 (市町村障害者福祉計画の策定義務化) | |
| H18 | ・障害者自立支援法の施行 (障害福祉計画の策定義務化) | |
| H19 | | ●障害者福祉計画(第二次)の中間見直し (計画期間 H19 ~ H22 の4年間) ○第1期障害福祉計画の策定 (計画期間 H18 ~ H20 の3年間) |
| H21 | | ○第2期障害福祉計画の策定 (計画期間 H21 ~ H23 の3年間) |
| H23 | ・障害者基本法の改正 (障害の定義の見直し、差別解消) | ●障害者福祉計画(第三次)の策定 (計画期間 H23 ~ H29 の7年間) |
| H24 | | ○第3期障害福祉サービス計画の策定 (計画期間 H24 ~ H26 の3年間) |
| H25 | ●障害者基本計画の策定 (計画期間 H25 ~ H29 の5年間) ・障害者総合支援法の施行 | |

3 計画の構成

障害者福祉計画は、今後本市が進めていく障害者施策の基本方針や目標を定めるものであり、国の「障害者基本計画（平成25年度策定）」、県の「やまぐち障害者いきいきプラン（平成24年度策定）」との整合性を図りつつ策定するものです。

障害者福祉計画は、国の「障害者基本計画」との整合を図るため、以下の内容で構成します。

なお、障害福祉計画は、障害福祉サービスごとの見込み量と方策など、具体的な事項を定めたものであり、障害者福祉計画中の「福祉・生活支援の充実」や「一般就労・福祉的就労支援の充実」と関連するものです。



4 障害福祉計画の策定及び障害者福祉計画の改定の概要

(1) 障害福祉計画

計画に掲げた事項について、定期的に調査分析及び評価を行い、必要に応じて計画変更を行う。

【成果指標の見直し】

- ①福祉施設から地域生活への移行
 - ・平成25年度末の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行
 - ・平成25年度末の施設入所者の4%以上を削減
- ②精神科病院から地域生活への移行（県のみ）
- ③地域生活支援拠点等の整備
 - ・地域生活支援の拠点を市又は圏域に1か所整備する
- ④福祉施設から一般就労への移行促進

- ・平成24年度実績の2倍
- ・就労移行支援事業の利用者の増加（平成25年度末の6割増加）
- ・就労移行支援事業の利用者の就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上

【その他】

①支援の質の向上

- ・研修、虐待防止の取り組み強化

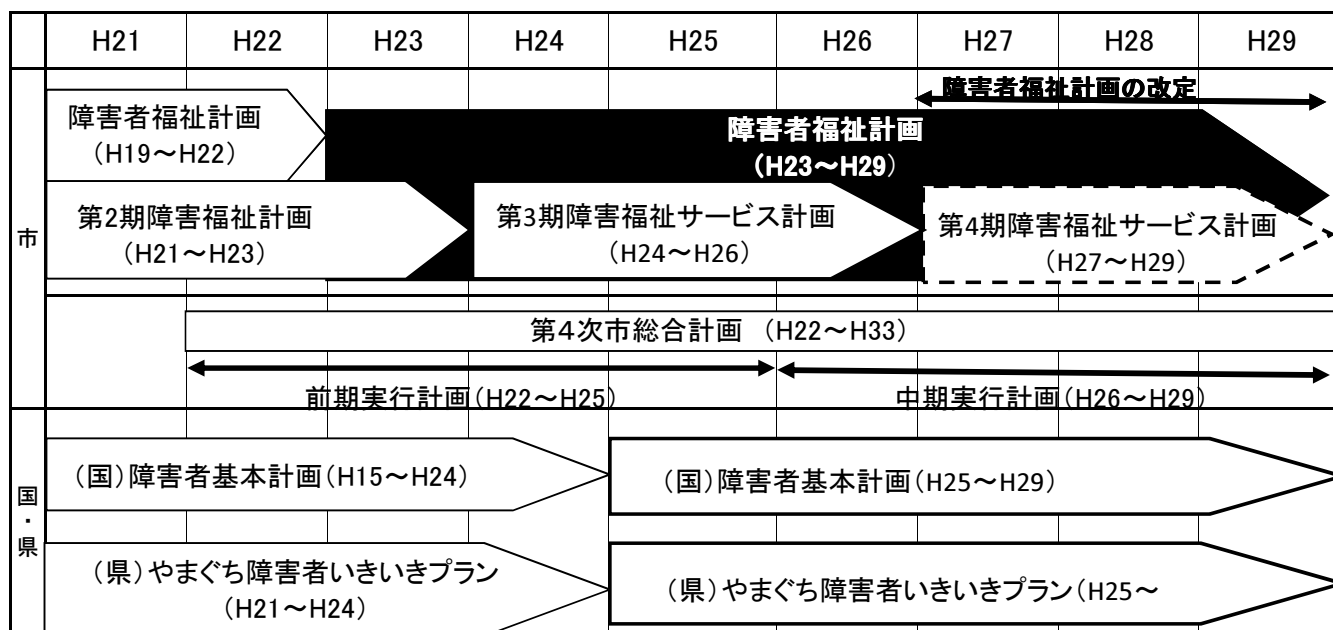
②計画相談支援の強化

③障害児支援の方針策定等

(2) 障害者福祉計画

- ・障害者の定義の見直し
- ・差別の禁止…障害者差別解消法の制定
- ・地域社会における共生等…意思疎通支援の強化
- ・主な取り組みの関連指標の改定
- ・実績報告の作成 など

5 国・県・市の計画の状況



6 計画の策定体制

計画の策定に際しては、当事者団体へのヒアリングやパブリックコメントの実施など、市民の意向の把握に努めるとともに、地域自立支援協議会において計画（案）等の検討を行いながら、計画策定を進めていきます。

7 計画策定のスケジュール

別紙のとおり